

環の拠点創出事業活性化検討会 の役割及び運営について

木津川市環の拠点創出事業活性化検討会
平成27年3月24日－第1回検討会

I 検討会の設置目的

【設置目的】条例第1条

環の拠点創出事業を推進するため、事業開始に向けた検討会を設置する。

【検討事項】条例第2条

- 1 環の拠点創出事業計画の推進に関する調査および審議
- 2 その他環の拠点創出事業に関する調査および審議

Ⅱ 検討会の概要①

【組織】条例第3条

委員13人以内で構成します。(現在は、10名です。) (敬称略)

種別	氏名	構成団体
第1号委員	今井 輝彦	上狛南部地域 地域長
第2号委員	梅本 好成	木津川市商工会 理事・商業部会副部会長
	宮木 保雄	京都やましろ農業協同組合山城支店 やましろふれあい朝市倶楽部 会長
	川邊 隆司	山城茶業組合 組合長
	坂本 利正	木津川市観光協会 理事長
	辻 忠	山城町ふるさと案内人の会 会長
	内田 宝三	宇治の露製茶株式会社 常務取締役
第3号委員	杉野 耕造	自転車産業関連
	出栗 伸幸	サイクリング愛好家
	吉村 由美子	サイクリング愛好家

《第1号委員》地域住民の代表者 《第2号委員》関係団体の代表者
《第3号委員》その他市長が認める者 ※任期:平成28年3月31日

Ⅱ 検討会の概要②

【検討会の会議】*条例第6条、第7条*

- ①委員の半数以上の出席で成立します。
- ②議事は出席委員の多数決で決し、同数の場合は議長が決定します。
- ③検討会は、公開とします。(会長が必要と認めるときを除く)
- ④開催予定は事前に公開し、傍聴者を受け入れます。
- ⑤会議資料と会議結果は事後公開します。
※発言者を特定せず、議事の要旨を記載します。

Ⅲ 検討会の運営

【運営内規】※別紙2

運営内規に基づいて運営します。

- ①委員が事前に指名する者の代理出席を認めます。(委員同様、議事に参加できます。)
- ②会議結果の確認方法(会長及び会長が指名する出席委員の計2名が署名)を定めています。
- ③会議の公開の方法などを定めています。
- ④傍聴者の遵守事項を定めています。